

# 人権擁護施策推進法と審議内容の危険性

岡田 英治

はじめに

人権擁護施策推進法（一九九六年十二月成立）に基づいて人権擁護推進審議会が法務省に設置され、翌年の五月には二十名の委員が任命された。五月二十七日に第一回会議が開催されて以来、月一回のペースで会議が重ねられている。法律や審議会の名称からして、「人権擁護推進」で大きな前進がはかれると期待するむきがある。しかし法制定に至る経過や審議内容は「人権」に対する考え方を融和主義的方向に変質させる以外のなにもでもない。とりわけ、部落問題をめぐっては、人権一般化、融和主義的教育・啓発の内容が色濃く出されようとしており、審議内容に対する強力な批判運動が求められている。以下、制定に至る経過、推進法の問題点、審議内容の危険性について問題点を探ってみた。

## 一 推進法制定に至る経過

一九六五年に「同対審」答申が出され、同和対策における特別措置法は、同和对策事業特別措置法一九六九年～十年、同法延長三年、地域改善対策特別措置法一九八二年～五年、地対財特法一九八七年～五年、同法「改正」一九九二年～五年、同法「改正」一九九七年～五年となっている。一九九二年地対財特法と一九九七年地対財特法には質的な違いがある。それは後者が「一般対策への円滑な移行」のための経過措置としての法律にすぎないことである。

一九八六年、政府と部落解放運動は鋭く対立する。部落解放運動が単なる事業法としての特別措置法の限界を指摘し、部落問題を総合的、抜本的に解決する「部落解放基本法」を求めたのに対し、政府（主として総務庁、法務省）は、糾弾否定、法打ち切り、融和主義路線①

同和関係者の自立②自由な意見交換③行政の主体性④エセ同和行為)をもって立ちほだかったのである。いわゆる八六「地対協」路線といわれるものである。

政府と激しく闘った結果、法打ち切りどころか地対財特法をつくらざるをえない状況にまで政府を追いこみ融和主義路線を立ち往生させたのである。その五年後も、国会での百五十回にも及ぶ質問、追及と大衆的な運動によって法延長を勝ち取ってきたのである。

しかし、一九九三年八月の細川連立政権誕生、十一月の小選挙区比例代表並立制の成立などを起点として、部落解放運動、基本法闘争は、混迷状態に陥ったのである。すなわち、細川、羽田、村山と続く連立政権を過大に評価する過ちをおかし、今にも「基本法」ができるような宣伝をおこなう一方で、小選挙区制がもたらす政界再編、総保守化のウズの中に部落解放運動も例外たりえず呑み込まれ翻弄されていったのである。

政府の方針は、「基本法」制定どころか法打ち切りである。部落解放同盟中央本部は今にも「基本法」が制定できるかのように宣伝したにもかかわらず「基本法」制定が現実のものとならないことがわかりはじめる。国連人権教育十年、人権差別撤廃条約批准、法打ち切り・人権一般化の九六「地対協」意見具申、そして意見具申を

受けての地対財特法「改正」を運動の大きな成果として強調するようになる。そして、「実態的差別はほぼなくなつた」との誤った事実認識に立って「あとは啓発、教育」だとして差別を観念的にとらえて生まれたのが人権擁護施策推進法である。

政府の「国連人権教育十年」国内行動計画は「同和問題」の項に限っていえば「同和関係者の自立」など融和主義である。人種差別撤廃条約は、「処罰規定」を留保したことによって条約批准の大半の意義は失われたことと、この条約の対象に本来なら含まれるべき部落問題が法務省曰く、中央本部の幹部了解のもとで「部落問題は含まれない」としていることである。九六「地対協」意見具申についても、運動方針で第二同対審と評価する決定的な過ちをおかした。意見具申の基本は法打ち切りと人権一般化である。内容に「同対審」答申を引用したり、啓発の必要性を説く表現も見られるがこれらはリップサービスにすぎない。なぜなら、法的、財政的根拠をもぎとり、同和対策の諸施策をやろうと思ってもできないように根本のところでは押えておいて「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではない」というのであるから手足を鎖してばっておきながら、「自由の束縛を意味するものではな

い」といっている事と同じである。広島県連の意見具申批判に対し、「同対審答申を日共が毒まんじゅうといったことと同じ」と同盟中央は批判する。中央本部は同和対策がなかった時代、すなわち無から有をつくり出すことを求めた「同対審」答申と、あったものをなしにする九六「地対協」意見具申の決定的違いも理解できないのである。

地対財特法の十五事業はどうか。その内容は行政なら当然の激変緩和、継続事業などのための経過措置である。文字どおり、一般対策へ「円滑」に移行するための「円滑」部分である。

そして本稿がテーマにする人権擁護施策推進法は、一九九六年の十二月に成立、その際の国会審議でも、同法がめざす方向性、危険性があらわれている。

一九九六年十二月十七日、参議院法務委では、自民党・前田勲議員の「我が国の同和問題解決に向けて特に内閣としてどのように取り組んでおられるのか、あるいは国の責務というふうにお考えでございますが、その辺はどのように理解されておるのか」との問いに松浦法務大臣は、「現在、随分努力をしまりましたけれども、まだ非常に大きな問題が差別意識の問題として結婚問題等を中心に残っていることは事実でございます。早くこ

れらを解消して人権問題について決着をつけるということが基本の方針でございますけれども、それには行政の主体性の欠如の問題とか、同和関係者の自立向上の精神の涵養の視点の軽視だとか、えせ同和行為の横行だとか、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向が存在している、そういったような問題が非常に大きな阻害の要因になっていると思います。これらの阻害要因を除去していくように十分なPRを進めるとともに、国民の大方の御理解をいただいてこういった問題に対して対処していきたい、こういうふうを考えております。」と答え、国民にPR（啓発）する主要な点として、「同和関係者の自立」など四点を明確に示している。

また、人権一般化への誘導は、平成会・大森礼子議員の「提案理由説明の中にありました『同和問題等社会的身分や門地』と、それが大きな比重を占めるのでありますから、むしろそういう文言を入れた方が目指すものが明らかになるのではないかと気がするんですけれども、そういう『同和問題等』といったような言葉を入れなかったのは何か理由があるのでしょうか」との問いに対する大藤人権擁護局長の「『地対協』の意見具申では、同和問題を人権問題の重要な柱ととらえた上で、同和教育、同和啓発に関しては、人権教育、啓発として発展的

に再構築するとともに、人権侵害の被害の救済等の充実強化に関しましては、現行の人権擁護制度を抜本的に見直すべきであると提言していることがございまして、このような点に配慮して規定したものでございます」との答弁に端的に表れている。

以上のような審議を経て成立した同法は第二条「国の責務」において「国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する」とし「**「同対審」**答申が「**同和問題**の早急な解決こそ**国の責務**」としたのに対し、いつの間にか**第三者的に、まるで相撲の行司役のように「国民相互の理解を深める」ことを「国の責務」**としたのである。

同法によって審議会が設置され審議委員二十名が任命されたのが、そのメンバーたるや部落問題に深くかかわった人物は見当たらない、唯一、元全同教委員長の水沢亮一さんが名を連ねているが、運動側の代表として地対協委員を務め、九六「地対協」意見具申を評価した過ちを考えると、この人の限界も指摘しないわけにはいか

ない。

審議会への諮問事項は、二項目で、一項目は「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本法的事項」、二項目は「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」についてである。諮問理由（各項目それぞれ三百三十字前後）の中には一言も「**同和問題**」の文言は出てこない。従来の同和对策審議会や地域改善対策協議会が部落問題そのものを審議、協議したのに対し、人権擁護推進審議会は、人権全般を審議し「**同和問題**」はあくまでその中の一つにすぎない位置づけである。

一項目については二年以内、二項目については五年以内に答申が出されることとなっている。

変質しはじめていた基本法闘争は、ここへきて、「**部落解放基本法**」の制定を現実的に実現する」と言い始める。つまり、部落解放基本法の柱である宣言法部分は九六「地対協」意見具申の「**同和問題に関する基本認識**」であり、事業法部分は地対財特法「**改正**」の十五事業、啓発法部分は、人権擁護施策推進法で二年以内に出される「**啓発、教育**」の答申、規制法部分は、同法の五年以内に出される「**人権救済**」部分―だとして、これでいつ

のまにか基本法の内容が実現していた—というものである。「基本法」闘争を愚弄するもはなはだしい。

同盟中央は、国連人権教育十年、人種差別撤廃条約批准、九六「地対協」意見具申、地対財特法「改正」そして人権擁護施策推進法を評価し、「基本法」闘争の行き詰まりをごまかしたのである。政府は、渡りに舟でこの際、推進法によって同和関係者の自立、行政の主体性、自由な意見交換、エセ同和行為を柱にした教育、啓発の答申を打ち出し、文字どおり、融和的内容の啓発を国権的(国↓県↓市町村↓住民)な手法でおこなおうとしているのである。

このことこそ、推進法がもつ危険性といわなければならぬ。

## 二 審議内容にみる問題点

第一回会議は柱として会の運営について話し合われ、二回〜六回にかけて、辻村、宮崎、河島、深沢の各委員からの提案、文部省、総務庁、法務省の説明にもついで討議がおこなわれている。

実態的差別と心理的差別の相関関係を正しく踏まえることなく、「実態的差別はほばなくなった」との前提に

立って心理的差別解消のための教育、啓発の答申を出すための議論であるため、議論自体も差別解決の根幹にせまるものとはならず観念的、言葉の遊びのような形での議論となっている。そして、政府や法務省が答申の結論部分を人権一般化や、同和関係者の自立など融和主義的内容へもっていくためのアリバイづくり的な議論となっている感も免れない。

つまり、各委員の抽象的、観念的意見の中で政府があらかじめ想定している結論に都合のよいものを取りあげていく手法である。そのことは、事務局がある法務省がまとめた議事要旨の(抜粋)の中に見え隠れしている。以下、法務省がまとめた議事要旨(抜粋)の委員の意見を紹介し問題点を分析する。□は委員の発言。

人権問題では、リーガルマインドだけで物を見ていると教育問題は分からなくなるので、絶えず、エデュケーションアルマインドとの両面から物を見ている。

人権を考える際には、いわゆるリーガルマインドだけでは人権という問題の一つの側面しか見えないので、法的な観点以外からのアプローチという考え

方も、審議会としては視野に入れるべきではないか。  
 人権を議論することの最終的な目標は、いろいろな人間の持っているいろいろな可能性をできるだけ発揮できるように状態を作り出すことと考える。

人権を論ずる際は、差別の問題に限定せず、人権というのは全ての人間の問題であるという視点を持つべきである。

リーガルマインド・エデュケーショナルマインド両面から人権問題を見ることについて否定するものではない。しかし、「両面から物を見てみる」といっても部落問題に限っていえばその内の一面（リーガルマインド）を政府は否定しているのである。そうすれば全く逆の意味で一面的な見方になってしまう。部落問題で残る課題は教育、啓発だとする政府の意向に沿った意見といえる。

また、一方で「人間の持っているいろいろな可能性をできるだけ発揮できるように状態を作り出すこと」が「人権を議論する最終的な目的」としながらも「人権を論ずる際は差別の問題に限定せず」とわけのわからない論を張っている。人間の可能性を不当にも差別が阻んでいるという当然すぎるほどの認識ももちえていないのである。

今回の阪神・淡路大震災においては、被災者同士が国籍の違いを乗り越えて、お互い助け合ったことが非常に評価された。そういう意味では、日本も、生活の中において、確実にいろいろな価値観、行動選択の様式が変化してきつつあると思う。

人権というコンセプトが出てきたときの時代から国家体制、社会体制が大きく変化しつつある今、人権について考えるときに、従来の権利だけを強調するという考え方は足りず、お互い同士がどのようにして助け合っていくのか、お互いに権利を守ってどのようにして生きていくのかという考え方が必要になってくると思う。そのような意味での人格形成あるいは人権の作り方という部分に我々としては大きなエネルギーを注いでいかなければならないのではないか。

先程の発言にもあったように、今回の阪神、淡路大震災においては、治安上の問題もなく、外国の人たちとも、苦しみを一緒に共にし、積極的に協力し合い、人種的偏見などの壁を乗り越えることができたと言っただけでよいと思う。震災後の調査によっても神戸地区の留学生たちは日本に来た時よ

りも日本が好きになったというデータが大きな数字で出ている。

おそらくは、六千人以上の朝鮮人、中国人が虐殺された一九二三年の関東大震災と比較して、日本が人権国家になっていることを強調したのである。「人種的偏見などの壁を乗り越えることができた」というなら「外国人」に対する人権問題の議論も必要なくなる。しかし、今日的な差別の形態として、あの震災による被害の率が在日外国人、部落に極めて高かったという形であらわれていることを直視しなければならない。また、「人権」というコンセプトが出てきたときの時代から国家体制、社会体制が大きく変化しつつある今」と主張することは、これまた、支配と被支配の関係を曖昧にする何ものでもない。さらに加えて「従来の権利だけを強調するという考え方では足りず、お互い同士がどのように助け合っていくのか」に至っては、行政の責任放棄、かつ融和的な「国民相互の理解」へ誘導するに都合のよい意見である。

従来、人権擁護の問題は、平等の問題を中心に議論が展開されてきたような気がするが、具体的にどのような利益が人権の中身になっているのかを考え

る必要があるのではないか。今日の社会の中で一番大切な利益は個人の利益であり、今日の社会の価値観は個人主義である。個人主義とは、具体的には、人格の完成よりも、むしろ幸福の追求であると思う。個人の生命、身体、自由、名誉、生活の平穩、財産を守る事が人権の中身と言えるのではないか。人権擁護を考える場合、人権の在り方を前提にした上で、どういうものを侵害するのが人権の問題になるのかという具体的なメルクマールを出していく必要がある。

「平等の問題」言い換えれば差別の問題と「個人の生命・身体・自由・名誉・生活の平穩、財産を守ること」が対立的にとらまえておられ、差別によって生命や自由、名誉、生活の平穩が脅かされる関係性が理解されていない意見であり、「平等の問題」を軽視する内容である。

もともと人権はもっぱら公権力との関係で問題とされてきたが、現代国家においては、私人が私人に対して人権を侵害するという問題が出てきた。私人間の秩序は、基本的には自由な秩序ではあるが、人種差別撤廃条約の加入の際、差別的な表現をどこま

で禁止することができるかということが問題になったことを例にとれば、一方では、表現の自由は最大限認められなければならないし、他方、差別される側にとっては、差別表現自体人権侵害ではないかということになる。このような問題は、両方の視点から考えながら、どの辺で落ち着かせるべきかを検討しなければならないし、更には、政策的に、どのようにしてこのような事象が起きないようにするかを検討しなければならない。

人権について公権力との関係と私人間との関係を分けとらまえているが、部落差別をはじめとするさまざまな差別にみられるごとく私人間で起きる差別は、公権力によって仕組まれているものである。公権力の悪さを明確にせず責任の所在を曖昧にする政府の意向に沿った意見である。

人種差別撤廃条約の批准をめぐる「表現の自由」と「差別表現自体人権侵害」の意見があり「両方の視点から考えながら、どの辺で落ち着かせるべきかを検討：」と主張しているが、現状は両方の視点、どちらか「差別表現自体人権侵害」との考えを排除して条約を批准しているのである。現実には合わない、言葉の遊びのような議論

といった理由はここにもある。

国連の人権関係者が「差別表現を言論の自由と認めること自体、言論の自由の自殺行為」といったことも紹介しておく。

一九九三年に総務庁が行った同和問題の実態把握等調査によれば、人権擁護委員制度が機能していないとも言えるので、もっと実効性が上がるような活動方法の工夫が必要である。

人権擁護機関が十分に機能していないとすると、現状を正確に認識した上で考えていくことが適当である。

人権擁護委員の活動に関しては、検討すべき点、改善すべき点などを全国人権擁護委員連絡会で検討することとしており、その意見がとりまとめられた際には審議会に報告したい。

八六「地対協」部会報告では「整備された人権擁護機関」があるとされていたものが、小林百合子事件などで無能ぶりがさらされ、その後のアンケート調査などで



人権侵害をうけても法務省に相談するものが皆無に等しいことがあきらかとなり、委員の批判の対象となり、法務省も唯一、改善をせまられているところである。しかし、「改善」で期待できる要素はない。差別に対する「法的規制」の考えは排除し、「差別する者も問題だが差別される方も問題だ」とする「国民相互の理解」のような考えに立って、しかも「中立」の名のもとに、被差別者との接触をさげさせる法務省がさらに悪い方向にいってしまう。とがあっても大きくその姿勢をかえるとは思えないからである。

人権感覚の豊かな社会を築こうということは、いろいろな問題を「こういうことはいけないんだ」、「恥ずべきことなんだ」ということを幼少のときから肌で感じさせるような教育をしないとけない。そのためには、学校教育だけでなく、社会教育、家庭教育といった全体の中で人権をどうとらえていくかについて議論する必要がある。

人権教育の基礎・基本・原点は何かということを押さえる必要がある。

権利を考える場合、義務を考えないと本当の権利

が分からないので、人権教育の場合も、もう少し幅広く考える必要がある。

「人権」という言葉を使わなくても、その中心は、心の教育であるので、思いやりの心があれば人権が育つ。そのためには、家庭教育が大切であり、家庭教育をどう位置づけるかということが課題である。

「こういうことはいけないんだ」「恥ずべきことなんだ」ということを幼少のときから教育したとしても、差別の実態面、例えば大学進学率、県全体四十七・二%、部落二十九・七%（一九九五年）のような実態を放置したままでは意識変革を図ることはできない。

「権利には義務がともなう」趣旨の主張を吐きたいという場合は、権利を押えるためである。

同和教育を人権一般化して人権教育、その「人権教育」も使わずに「心の教育」「思いやりの心」と心の問題に転化すると共に人権一般化からさらにつき進んで普遍的な「人権」まで否定にかかっているといえる。ついにここまできたのかの感を覚えずにはおれない。「実態的差別はなくなった」との前提に立ってかつ融和主義に陥れば必然的にここにたどりつく。

神戸市での男児殺害事件を契機として文部省は「心の

「教育」を強調したが、社会荒廃の構造と差別の教育システムを分析し、問題点を明らかにしようとする。「心」の問題へのすりかえは、実態、構造、システムの悪さをなおい隠すためのものである。

差別の劣悪な環境を放置したまま、「部落の環境が悪いと思うな」と教えているのに等しいことをおこなおうとしているのである。

### 三 政府の思いつツボー運動三団体のヒアリング

以上のように、人権に対する考え方を融和的方向へもっていく議論がおこなわれている中、全国自由同和会、全国解放運動連合会、部落解放同盟からのヒアリングがおこなわれている。全国自由同和会は基本的に九六地対協「意見具申」の内容を評価するものとなっている。特に「実態的差別と心理的差別の相関係係は断ち切られた」と主張する一方で「就職、産業、就労、教育の較差」を問題点として上げるとい矛盾した内容を報告している。また「同和問題の解決を声高に叫び、他の人権問題に無関心だったり無知だったことあるいは、その差別に知らず知らずに荷担していたエゴイズムなどが同和運動が国民に共鳴、共感されなかった要因かも知れない」と

政府の軍門に下っている。啓発、教育についても、「差別は自分の回りの世間にあるのではなく、自分の心の中にあり差別意識の払拭は自分との闘い」と心の問題に転嫁している。

全解連は、較差はほぼ解消したとの前提に立って、同和関係者の自立など四項目と「同和教育」「同和啓発」から「人権教育」「人権啓発」を求めており、政府にとっては渡りに舟といった内容となっている。

問題は、部落解放同盟である。本来であれば、政府が狙っている融和主義思想の普及や、差別解決の責任を放棄しようとする内容を厳しく批判すべきであったが内容は、差別実態、事件を平面的に羅列したにすぎないものとなっている。また、人権教育一般化については、わざわざ九六地対協「意見具申」の「人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」を引用してまで肯定している。

さらに「同和関係者の自立」などを柱とした「『人権教育のための国連十年』国内行動計画の周知徹底、宣伝をすすめる」として天につばはく内容を展開している。

おわりに

ヒアリングは上記三団体と在日本朝鮮人総連合会、国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会(社)北海道ウタリ協会、HIVと人権・情報センター(財)アジア学生文化協会、在日本大韓国民団(社福)日本身体障害者団体連合会、(社福)全日本手をつなぐ育成会、(財)全国精神障害者家族連合会、(財)全国老人クラブ連合会、(社)日本PTA全国協議会、子どもどもの虐待防止研究会と「刑を終えてきた人の処遇について」を法務省が説明している。

つまり、国連人権教育の十年の項目①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害者 ⑤同和問題 ⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧HIV感染者等 ⑨刑を終えて出所した人—にそって教育、啓発の答申をまとめるもので、抽象的で薄っぺらなものとなることが予想される。ちなみに国連人権教育十年国内行動計画の同和問題の項のポイントは、九六「地対協」意見具申をベースに①人権教育、人権啓発として発展的に再構築 ②同和関係者の自立 ③エセ同和行為の排除 ④自由な意見交換 ⑤教育の中立性確保などである。

人権擁護推進審議会は部落問題を人権一般化の中に埋没させ、人権に対するとらまえを曖昧(支配、被支配の關係に一切触れず)かつ融和主義的方向に誘導し、そし

て部落問題をめぐる啓発内容として国、県、自治体をあげて「同和関係者の自立」の大合唱をはじめなるべく極めて反人権的議論を続けている。

※本稿は、部落解放同盟広島県連合会『部落解放ひろしま』第三六号掲載論文の転載である。